

## 特定事業所集中減算に関する Q&A

姫路市健康福祉局保健福祉部監査指導課

(書類の作成・提出等について)

**Q 1 「特定事業所集中減算判定票」は、紹介率が80%を超えている場合に作成することになるのか。**

A 1 すべての居宅介護支援事業者において、「特定事業所集中減算判定票」(別紙10-3)及び「特定事業所集中減算集計票」(別紙10-4)を作成し、事業所に5年間保存してください。計算の結果、紹介率が80%を超えている場合には、姫路市に当該書類等の提出が必要となります。

**Q 2 「特定事業所集中減算判定票」及び「特定事業所集中減算集計票」は、紹介率が80%を超えた場合でも、「正当な理由」に該当すれば、提出する必要はないか。**

A 2 「正当な理由」の有無に関わらず、80%を超えた場合は、姫路市に提出する必要があります。

**Q 3 紹介率が80%を超えた場合は、超えたサービスについてのみ「特定事業所集中減算判定票」及び「特定事業所集中減算集計票」を提出するのか。**

A 3 1つのサービスでも80%を超えた場合は、判定の対象サービスの全ての「特定事業所集中減算判定票」及び「特定事業所集中減算集計票」を提出する必要があります。

**Q 4 例えば訪問介護について紹介率が80%を超えて減算となる場合は、訪問介護を利用している利用者の居宅介護支援費が減算となるのか。**

A 4 減算の対象は、80%を超えたサービスの利用者に限らず、居宅介護支援事業所の全ての利用者となります。

**Q 5 特定事業所集中減算に該当する場合、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」(加算届)も提出する必要があるか。**

A 5 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」(加算届)は、減算の適用の有無が変更される場合に提出が必要となります。届出は、新たに減算が適用される場合と、今まで減算されていた事業所に減算が適用されなくなる場合に必要となります。

(計算方法等について)

**Q 6 居宅サービス計画数には、委託を受けた介護予防支援のケアプランも含むのか。**

A 6 介護予防支援のケアプランは、特定事業所集中減算の算定には含みません。

**Q 7 1人の利用者が2か所の訪問介護事業所を利用している場合は、訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数を2件と数えるのか**

A 7 複数の訪問介護事業所を利用していたとしても、訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数（訪問介護を位置付けたケアプラン数の合計）は、利用者1人につき1件となります。

**Q 8 1人の利用者が運営法人の異なる2か所の訪問介護事業所を利用している場合は、どちらかの法人に居宅サービス計画数を加えるのか。**

A 8 1人の利用者が運営法人の異なる複数の事業所を利用している場合には、それぞれの法人の居宅サービス計画数に1件を加えます。

また、複数の事業所を位置付けていても、各サービスを位置付けた居宅サービス計画数（割合を計算する際の分母）には、1件のみのカウントとなりますのでご注意ください。

(例) 1人の利用者にA法人とB法人の訪問介護を位置付けている場合

- ・訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数に1件を加える。
- ・A法人の計画数に1件を加え、B法人の計画数にも1件を加える。

(計算例)

訪問介護の利用者が10人で、A法人のみの利用者が7人、B法人のみの利用者が1人、A法人とB法人の両方を利用している利用者が2人である場合は、

A法人については、 $(7+2) \div 10 = 0.9 \rightarrow 90\%$

B法人については、 $(1+2) \div 10 = 0.3 \rightarrow 30\%$

となります。

**Q 9 1人の利用者が、同一の運営法人である2か所の訪問介護事業所を利用している場合は、法人の居宅サービス計画数は、2件となるのか。**

A 9 1人の利用者が同一法人の運営する複数の事業所を利用している場合には、法人の居宅サービス計画数は1件となります。

(例) 1人の利用者に、どちらもA法人が運営しているz事業所とy事業所の訪問介護を位置付けている場合

- ・訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数に1件を加える。
- ・A法人の計画数に1件を加える。

**Q 1 0** 月遅れの請求となった場合は、どの月の件数としてカウントするのか。

A 1 0 サービスを提供した月の件数としてカウントします。例えばサービスを提供した月が4月であれば、6月に月遅れで請求したとしても、4月分として計算します。

(「正当な理由」等について)

**Q 1 1** 利用者から提出された理由書を、市に提出する必要はあるのか。

A 1 1 理由書は事業所にて保存してください。「正当な理由」の添付書類については、理由書の内容を転記した「理由書一覧」を提出してください。ただし、確認のため、理由書の提出を求める場合があります。

**Q 1 2** 利用者から理由書の提出があった場合には、すべてのサービスについて「理由書一覧」を提出する必要があるのか。

A 1 2 「理由書一覧」は、紹介率が80%を超えたサービスについて「正当な理由」があり、確認するための添付資料とされている場合に提出してください。

(地域ケア会議等について)

**Q 1 3** 姫路市において「地域ケア会議等」には、どんなものがあるか。

A 1 3 「地域支えあい会議」及び「ケアマネジメント力向上会議」が該当します。

**Q 1 4** サービス担当者会議に、地域包括支援センターの職員が加わった場合、「地域ケア会議等」に含まれるのか。

A 1 4 サービス担当者会議は、介護支援専門員の主催により、ケアマネジメントの一環として開催するもので、「地域ケア会議等」には含まれません。

**Q 1 5** 「正当な理由」に該当させたいので、地域ケア会議等で意見・助言を受けたい。

A 1 5 地域ケア会議等で取り上げるのは、処遇困難な事例など、市町村の方針に基づき、地域包括支援センター又は市町村が選定するものです。「正当な理由」を判定するために居宅介護支援事業所の要請に基づき開催されるものではありません。

Q 1 6 地域ケア会議等で支援内容についての意見・助言を受けた居宅サービス計画があれば、同じ事業所を利用している他の利用者も「正当な理由」として認められるのか。

A 1 6 居宅サービス計画に位置づけるサービスについては、個々の利用者の状況等に応じて個別具体的に判断されるものであることから、同じ事業所を利用しているからという理由では、「正当な理由」に該当しません。

Q 1 7 「正当な理由」のうち、地域ケア会議等での意見・助言が要件となっている場合は、「正当な理由」に該当する1件分を除外して再計算することとなっているが、他の「正当な理由」についてはどうなるのか。

A 1 7 「正当な理由」のうち、

- ・「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合」
- ・「サービスの提供にあたって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため、特定の事業者集中していると認められる場合」

これらの場合については、個々の利用者の状況等に応じて個別具体的に判断されるものであることから、「正当な理由」に該当する居宅サービス計画を除外して、再計算することとなります。

Q 1 8 利用者の家から最も近い事業所を利用しているが、「その他正当な理由」に該当するか。

A 1 8 単に「利用者の家から近い」、「多床室のため経済的負担が小さい」、「家族や知人が利用している」等の理由は、「その他正当な理由」として認められません。